

(介護予防)福祉用具貸与重要事項説明書

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、下記のとおり重要事項を説明のうえ、書面にて交付いたしました。

事業所の所在地 横浜市港北区新羽町166
事業所の名称 横浜商工モビリティ株式会社
福祉用具専門相談員の氏名 (印)

サービス契約の締結にあたり、下記のとおり説明を受け、同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者の氏名 (印)
代理人の氏名 (印)
続柄 ()

1、事業の目的

横浜商工モビリティ株式会社(以下、「運営法人」という。)が開設する事業所「横浜商工モビリティ株式会社」(以下「事業所」という。)が行う指定福祉用具貸与事業及び指定介護予防福祉用具貸与事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者に対し、事業所の福祉用具専門相談員が、福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与(以下「福祉用具貸与等」という)を提供することを目的とする。

2、運営の方針

- (1)事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (2)事業所の福祉用具専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。
- (3)事業所の福祉用具専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。
- (4)事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (5)事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

3、事業所の概要

事業所名	横浜商工モビリティ株式会社
所在地	神奈川県横浜市港北区新羽町166
介護保険指定番号	(介護予防)福祉用具貸与 1470903947
管理者・連絡先	小池 克彦 ・ ☎ 045(533)3370
サービス提供地域	神奈川県全域 ・ 東京都町田市
併設サービス	(介護予防)特定福祉用具販売

4、事業所の職員体制

職種	人員	
管理者	1名	(福祉用具専門相談員と兼務)
福祉用具専門相談員	8名	常勤：専従6名、兼務1名 非常勤：兼務1名

5、營業日・營業時間

営業日 月曜日～金曜日 営業時間 午前9時00分～午後5時30分

注) 土曜日と日曜日および祝日を休業とするほか、夏季休暇(8/12 ~ 8/16)

年末年始(12/30 ~ 1/3)を休業とする。

6. サービスの内容

- (1)「福祉用具貸与」および「介護予防福祉用具」は要介護者または要支援に必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めた種目の用具を貸与する介護保険上のサービスです。
 - (2)事業者は、利用者の心身の状況・希望・置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行います。
 - (3)事業者は、本契約期間中、居宅介護サービス計画または介護予防サービス計画に基づき次の福祉用具を貸与します。

次の備品用具を販売します。
1、車いす 2、車いす付属品 3、特殊寝台 4、特殊寝台付属品 5、床ずれ防止用具
6、体位変換器 7、手すり 8、スロープ 9、歩行器 10、歩行補助つえ
11、認知症老人徘徊感知機器 12、移動用リフト(つり具の部分は除く)
13、自動排泄処理装置

7. 利用者負担金

- (1)別紙「サービス内容確認書」に基づき、自己負担金は以下のとおりとなります。

- (2)利用者負担金は契約開始月については納品時に、集金させていただきます。
以降については利用者の指定する口座より引落しとなります(振替日 毎月17日)。
但し、他の支払い方法について事業者の従業者が了承した場合は、その取り決め方法による
ものとします。

(3)尚、契約の開始日が月の15日以前の場合については月額の全額を、16日以後の場合につ
いては1/2の料金を請求させていただきます。解約の場合も同様に月の15日以前の解約につ
いては月額の1/2を、16日以後の解約については1ヶ月分の料金を請求させていただきます。

(4)レンタル開始と終了日が同じ月内に行われた場合のレンタル料は1ヶ月分全額となります。

8、中途解約について

- (1)利用者が福祉用具の全部又は一部の利用を中止する場合には、1週間前までに事業者に連絡をいただければ解約できます。

(2)但し、利用者が入院等、契約を継続することができない特別な事情が生じた場合には通知日をもって解約することができます。

9 衛生管理について

事業所は衛生的に管理している福祉用具を提供とともに、従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行い、事業所の設備及び備品について衛生的な管理に努めます。

10、事故発生時の対応方法について

利用者に対する(介護予防)福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適正に行います。

11、相談窓口・苦情対応

(1)サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社 お客様相談コーナー	電話番号	045(533)3370
	FAX番号	045(543)5033
	相談員(管理者)	小池克彦
	対応時間	午前9時00分～午後5時30分

(2)公的機関においても、次の機関において苦情の申し立て等ができます。

市町村 介護保険相談窓口	所在地	別紙「苦情・相談窓口一覧」に記載のとおり
	電話番号	
	FAX番号	
	対応時間	

神奈川県 国民健康保険団体連合会 (国保連) 介護苦情相談課	所在地	神奈川県横浜市西区楠木町27-1
	電話番号	045(329)3447
	FAX番号	FAX受付はしておりません
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分

12、その他運営について

(1)事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとします。

(採用時研修を入社3ヵ月以内、継続研修を年1回)

(2)第三者評価の実施はありません。

(3)秘密の保持

ア)従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。

イ)従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

12、運営法人の概要

名称・法人種別	横浜商工モビリティ株式会社
代表者名	村田 賢太郎
本社所在地	横浜市港北区新羽町166
電話番号	045(533)3370